

## 平成26年清瀬市議会第4回定例会

### 市長提出議案

議案番号等	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果																																								
議 案 第59号	専決処分の報告について（平成26年度清瀬市一般会計補正予算（第2号））	<p>去る11月18日、安倍内閣総理大臣は、明日、21日の衆議院本会議において衆議院を解散することを表明しました。これにより、来る12月14日の総選挙の執行が確定的になりました。</p> <p>この総選挙の投開票準備を早急に進める必要があることから、選挙に係る経費を賄うための補正予算「平成26年度清瀬市一般会計補正予算（第2号）」を急遽編成し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項に基づき、本日、20日に専決処分しますので、同法同条第3項の規定により議会の承認を得るものです。</p> <p style="text-align: center;">補正予算の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 歳 入</td> <td style="text-align: right;">31,500千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">（都支出金 衆議院議員選挙費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">（10/10）：31,500千円）</td> </tr> <tr> <td>2 歳 出</td> <td style="text-align: right;">31,500千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">（1）職員人件費等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">（選挙管理委員会事務局職員及び応援職員の時間外勤務手当）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">（2）衆議院議員選挙費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">・投票管理者等報酬</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">・臨時職員賃金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">・投開票事務報償金等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">・市報選挙特集号印刷製本費等需用費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,745千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">・投票所入場整理券発送等役務費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">2,100千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">・公営ポスター掲示場設置撤去委託料等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">9,610千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">・車両等使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">600千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">・投票用紙自動交付機等備品購入費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">4,665千円</td> </tr> </table>	1 歳 入	31,500千円	（都支出金 衆議院議員選挙費		（10/10）：31,500千円）		2 歳 出	31,500千円	（1）職員人件費等		（選挙管理委員会事務局職員及び応援職員の時間外勤務手当）		（2）衆議院議員選挙費		・投票管理者等報酬		・臨時職員賃金		・投開票事務報償金等		・市報選挙特集号印刷製本費等需用費		1,745千円		・投票所入場整理券発送等役務費		2,100千円		・公営ポスター掲示場設置撤去委託料等		9,610千円		・車両等使用料及び賃借料		600千円		・投票用紙自動交付機等備品購入費		4,665千円		12月18日 承 認
1 歳 入	31,500千円																																										
（都支出金 衆議院議員選挙費																																											
（10/10）：31,500千円）																																											
2 歳 出	31,500千円																																										
（1）職員人件費等																																											
（選挙管理委員会事務局職員及び応援職員の時間外勤務手当）																																											
（2）衆議院議員選挙費																																											
・投票管理者等報酬																																											
・臨時職員賃金																																											
・投開票事務報償金等																																											
・市報選挙特集号印刷製本費等需用費																																											
1,745千円																																											
・投票所入場整理券発送等役務費																																											
2,100千円																																											
・公営ポスター掲示場設置撤去委託料等																																											
9,610千円																																											
・車両等使用料及び賃借料																																											
600千円																																											
・投票用紙自動交付機等備品購入費																																											
4,665千円																																											
議 案 第60号	平成26年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">補正前の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">28,855,416千円</td> </tr> <tr> <td>補正後の歳入歳出総額</td> <td style="text-align: right;">29,053,995千円</td> </tr> <tr> <td>歳入総額</td> <td style="text-align: right;">198,579千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">主なもの</td> </tr> </table>	補正前の歳入歳出総額	28,855,416千円	補正後の歳入歳出総額	29,053,995千円	歳入総額	198,579千円	主なもの		12月18日 可 決																																
補正前の歳入歳出総額	28,855,416千円																																										
補正後の歳入歳出総額	29,053,995千円																																										
歳入総額	198,579千円																																										
主なもの																																											

		国庫支出金 55,807千円 都支出金 102,011千円 繰入金 39,511千円 歳出総額 198,579千円 主なもの 民生費 191,157千円 衛生費 11,602千円 消防費 ▲22,024千円	
議案 第61号	平成26年度清瀬市下水道事業 特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 1,845,000千円 補正後の歳入歳出総額 1,885,472千円 歳入総額 40,472千円 主なもの 繰越金 40,472千円 歳出総額 40,472千円 主なもの 諸支出金 37,900千円	12月18日 可決
議案 第62号	平成26年度清瀬市介護保険特 別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 5,918,444千円 補正後の歳入歳出総額 5,926,444千円 歳入総額 8,000千円 主なもの 繰入金 6,500千円 歳出総額 8,000千円 主なもの 総務費 8,000千円	12月18日 可決
議案 第63号	清瀬市都市計画税条例の一部を 改正する条例	現在、都市計画税の税率は、特例措置により条例本 則で規定する「100分の0.3」を「100分の0.25」に軽減し て賦課しています。 この軽減措置を平成27年度から平成29年度までの 課税分も継続して適用できるようにするため、一部改 正するものです。	12月18日 可決
議案 第64号	清瀬市小口事業資金融資条例の 一部を改正する条例	市内事業者の経営を支援するため、小口事業資金に よる利子補給をしています。経済状況を注視する中 で「融資限度額の引上げ」及び「融資期間の延長」の 特例措置を平成30年3月末日まで継続できるよう一 部改正するものです。 特例措置の概要は、運転資金「700万円以内」を 「1,000万円以内」に、融資期間「6年以内」を「7 年以内」とします。また、設備改善資金「1,000万円 以内」を「1,500万円以内」に、融資期間「6年以 内」を「10年以内」とし適用できるようにします。	12月18日 可決

		このほか、併せて文言整理のための一部改正をするものです。	
議案 第65号	清瀬市難病疾患患者援護金支給条例の一部を改正する条例	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日に施行されます。</p> <p>この法律の施行に伴い、清瀬市難病疾患患者援護金支給条例（昭和51年清瀬市条例第37号）に規定する援護金支給対象疾病は、81疾病から来年1月には110疾病に、さらに来年8月には約300疾病に増加される予定です。</p> <p>今後において、援護金の公平かつ安定的な支給が継続的に行えるようにするため、各種手当との併給制限等を盛り込み、受給要件を改める一部改正をするものです。</p>	12月18日 可決
議案 第66号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>周辺環境の維持及び子どもたちの遊び場等を確保するため、市が賃貸借してきた松山自然遊園用地を買収し、新たに児童遊園を設置して管理運営できるようにするため、条例の一部改正をするものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置 東京都清瀬市松山二丁目971番64</li> <li>2 名称 清瀬市立松山自然児童遊園</li> </ol>	12月18日 可決
議案 第67号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>無償譲渡受け入れにより、起終点の変更が生じるため、市道の廃止をするものです。</p> <p>清瀬市道1187号線 （下清戸二丁目、清瀬第八小学校東側）</p> <p>清瀬市道4138号線 （竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側）</p>	12月18日 承認
議案 第68号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発行為に伴う無償譲渡受け入れのため、市道の認定をするものです。</p> <p>清瀬市道1187号線 （下清戸二丁目、清瀬第八小学校東側）</p> <p>清瀬市道4138号線 （竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側）</p> <p>清瀬市道4155号線 （竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側）</p> <p>清瀬市道3400号線 （野塩一丁目、秋津駅北側）</p> <p>清瀬市道2212号線</p>	12月18日 承認

		(上清戸一丁目、市立やまぼうし児童遊園東側)	
議案 第69号	清瀬市立科山荘の指定管理者の 指定について	<p>清瀬市立科山荘の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 株式会社フードサービスシワ</p> <p>(2) 位置 長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1</p> <p>2 指定期間</p> <p>平成27年4月1日から32年3月31日まで</p>	12月18日 可決
議案 第70号	クレア市営駐車場の指定管理者の 指定について	<p>クレア市営駐車場の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 清瀬都市開発株式会社</p> <p>(2) 位置 東京都清瀬市元町一丁目2番11号</p> <p>2 指定期間</p> <p>平成27年4月1日から32年3月31日まで</p>	12月18日 可決
議案 第71号	清瀬駅北口地下駐輪場の指定管 理者の指定について	<p>清瀬駅北口地下駐輪場の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者の候補者の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 清瀬都市開発株式会社</p> <p>(2) 位置 東京都清瀬市元町一丁目2番11号</p>	12月18日 可決

		<p>2 指定期間</p> <p>平成27年4月1日から32年3月31日まで</p>													
議案 第72号	平成26年度清瀬市一般会計補正予算(第4号)	<p>今定例会に提案する「清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正規定に沿って職員給与へ所要の調整をすると共に、人事異動に伴う職員人件費の予算科目を移行させるなどのため、一般会計補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の一般会計予算総額 29,053,995千円</p> <p>2 補正予算額(歳入歳出同額) 51,397千円</p> <p>3 補正後の一般会計予算総額 29,105,392千円</p>	12月18日 可決												
議案 第73号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>去る10月9日に労働賃金の官民格差解消を目的とする東京都人事委員会勧告が発表されたことに伴い、市は、この勧告に準じて市職員の給与改定をするため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>市職員の給料は、金額に換算すると平均月額で502円引き上げる給料表の改定をします。</p> <p>また、期末勤勉手当は、6月及び12月の支給分それぞれを0.125月分引き上げ、次の表のように改める一部改正をします。</p> <p>勤勉手当改定一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>行政職給料表(1)及び(2)の1級から4級の者</th> <th>行政職給料表(1)5級の者</th> <th>行政職給料表(1)6級の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定前</td> <td>100分の67.5月</td> <td>100分の87.5月</td> <td>100分の97.5月</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>100分の80.0月</td> <td>100分の100.0月</td> <td>100分の110.0月</td> </tr> </tbody> </table> <p>併せて、理事者及び教育長に支給する期末手当についても、市職員の期末手当及び勤勉手当の率を合算した支給率で支給できるようにするため、この一部改正条例の附則において「清瀬市長等の給与に関する条例」及び「清瀬市教育委員会教育長の給料及び旅費に関する条例」を一部改正します。</p> <p>この一部改正の各規定は、本年4月1日に遡及して適用させます。</p>	項目	行政職給料表(1)及び(2)の1級から4級の者	行政職給料表(1)5級の者	行政職給料表(1)6級の者	改定前	100分の67.5月	100分の87.5月	100分の97.5月	改定後	100分の80.0月	100分の100.0月	100分の110.0月	12月18日 可決
項目	行政職給料表(1)及び(2)の1級から4級の者	行政職給料表(1)5級の者	行政職給料表(1)6級の者												
改定前	100分の67.5月	100分の87.5月	100分の97.5月												
改定後	100分の80.0月	100分の100.0月	100分の110.0月												

<p>議 案 第 7 4 号</p>	<p>人権擁護委員の推薦について</p>	<p>人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づき同委員候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>1 住 所 東京都清瀬市中清戸五丁目83番地の222</p> <p>2 氏 名 山 川 静 子 氏</p>	<p>12月18日 同 意</p>
------------------------	----------------------	--	-----------------------